

# 平成 27 年第 7 回 議会運営委員会

【日時】平成 27 年 5 月 26 日(火)午前 10 時 【場所】第 1 委員会室

## 1 開会

## 2 委員長挨拶

## 3 協議事項

### (1) 第 2 回定例会提出議案の概要について

資料 No. 1・2

理事者側提出議案 26 件

ア 報告案件 18 件

イ 人事案件 2 件

ウ 条例案件 3 件

エ 一般案件 1 件

オ 予算案件 2 件

### (2) 議案の取り扱いについて

資料 No. 3

ア 議案の取扱い

イ 報告案件、人事案件に対する質疑通告の提出期限（5/29（金）17 時）

### (3) 第 2 回定例会の日程について

資料 No. 4

ア 定例会の日程

イ 各通告の提出期限 監査報告に対する質疑通告（6/1（月）正午）

一般質問通告（6/3（水）17 時）

### (4) 一般質問の時間配分について

会派名	所定時間	質問者数	質問者名及び質問時間		
			分	分	分
会派のぞみ	360 分	人			
			分	分	分
			分	分	分
日本共産党	120 分	人	分	分	分
会派みらい	120 分	人	分	分	分
公明党	120 分	人	分	分	分
市民パワー	120 分	人	分	分	分

※開始時間 6 月 12 日：午前 10 時、6 月 15 日：午前 9 時

(5) 第3回定例会の日程について

資料 No. 5

(6) 平成27年度議会報告会について

資料 No. 6

(7) 平成27年度議会による行政評価について

資料 No. 7

#### 4 その他

(1) 当面の日程

ア 6月12日(金) 中日議運 午前9時～

イ 6月26日(金) 閉会日議運 午前9時～

#### 5 閉会

総括	
報告案件	18件
人事案件	2件
条例案件	3件
一般案件	1件
予算案件	2件
計	26件

案件の概要

報告第12号	(1) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成27年1月15日に発生した自動車事故による物的損害に係る賠償額を121,022円と定め、平成27年3月3日に専決処分したもの。】 (2) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成27年3月18日に発生した自動車事故による物的損害に係る賠償額を7,706円と定め、平成27年4月30日に専決処分したもの。】 (3) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成27年2月9日に発生した自動車事故による物的損害に係る賠償額を18,651円と定め、平成27年4月1日に専決処分したもの。】
報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成26年12月11日に発生した林道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を137,394円と定め、平成27年2月16日に専決処分したもの。】
報告第14号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成27年3月10日に発生した施設管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を113,110円と定め、平成27年5月15日に専決処分したもの。】
報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 【平成27年3月10日に発生した施設管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を121,921円と定め、平成27年5月15日に専決処分したもの。】
報告第16号	権利の放棄について（建設工事請負契約の解除による違約金に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告するもの。放棄した債権の件数1件、放棄した債権の金額105,368円】
報告第17号	権利の放棄について（市営住宅の家賃に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告するもの。放棄した債権の件数192件、放棄した債権の金額2,660,900円】
報告第18号	権利の放棄について（二ツ山専用水道の料金に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告するもの。放棄した債権の件数124件、放棄した債権の金額197,757円】
報告第19号	権利の放棄について（病院料金に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告する。放棄した債権の件数51件、放棄した債権の金額2,459,714円】
報告第20号	権利の放棄について（水道料金に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告する。放棄した債権の件数188件、放棄した債権の金額887,121円】
報告第21号	権利の放棄について（建設工事請負契約の解除による違約金に係る債権） 【飯田市債権管理条例第5条の規定により権利を放棄したもので、同条例第6条の規定により放棄した時期、件数、金額及び理由を報告するもの。放棄した債権の件数1件、放棄した債権の金額106,113円】
報告第22号	平成26年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 【翌年度繰越額 1,314,374,746円】

- 報告第23号 平成26年度飯田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について  
【翌年度繰越額 14,500,000円】
- 報告第24号 平成26年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について  
【翌年度繰越額 78,840,000円】
- 報告第25号 飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について  
【土地開発公社の平成26年度決算書等及び平成27年度事業計画書等の提出】
- 報告第26号 飯田清掃株式会社の経営状況を説明する書類の提出について  
【飯田清掃株式会社の第44期決算書等及び第45期事業計画書の提出】
- 報告第27号 株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について  
【株式会社飯田健康温泉の第17期決算書等及び第18期事業計画書の提出】
- 報告第28号 一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について  
【一般財団法人飯田勤労者共済会の平成26年度決算書等及び平成27年度事業計画書等の提出】
- 報告第29号 一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類の提出について  
【一般財団法人飯田市南信濃振興公社の決算書等及び事業計画書等の提出】

---

議案第90号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
【人権擁護委員2人の任期が平成27年9月30日をもって満了するので、次期委員候補者を推薦するため、議会の意見を求めるもの。】

議案第91号 飯田市千代財産区管理委員の選任について  
【委員2人の任期満了に伴い新たに委員を選任したいとするもの。】

---

議案第92号 飯田市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
【地方税法等の改正により、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅等に係る税額の減額措置を条例に規定することとされたこと等に対応するため、条例の一部を改正しようとするもの。】

議案第93号 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
【千代に地域振興住宅を新たに設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。】

議案第94号 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
【地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の引上げ等並びに所得割の率及び均等割額の引上げ等を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】

---

議案第95号 市道路線の変更について  
【国が行う河川整備事業に伴う路線の変更 1路線】

---

議案第96号 平成27年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案  
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43,777,990千円とする。】

議案第97号

平成27年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

【事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ153,827千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,480,727千円とする。】

◎平成27年度一般会計補正予算(第1号)案について

1 補正額 3億1,799万円

2 主な内容

- ・国民健康保険繰出金 2億8,321万9千円(保険基盤安定繰出金(基準内)7,108万円、財政安定化支援事業繰出金(基準内)636万2千円、基準外繰出金2億577万7千円)
- ・中央新幹線建設関連事業 3,251万5千円 ・コミュニティ助成事業補助金 120万円
- ・小学校教育振興事業(首長部局との協働による新たな学校モデルの構築事業) 105万6千円

総括(歳入)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
13 国庫支出金	4,794,358	34,354	4,828,712	保険基盤安定負担金 33,300 首長部局等との協働による新たな学校モデルの構築事業委託金 1,054
14 県支出金	2,738,490	20,010	2,758,500	保険基盤安定負担金
18 繰越金	500,000	229,911	729,911	純繰越金
19 諸収入	2,341,424	33,715	2,375,139	中央新幹線用地取得事務受託事業収入 32,515 コミュニティ助成事業補助金 1,200
歳入合計	43,460,000	317,990	43,777,990	

総括(歳出)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容
				特定財源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
02 総務費	5,203,231	1,200	5,204,431			1,200		コミュニティ助成事業補助金
04 衛生費	4,853,203	283,219	5,136,422	53,310			229,909	国民健康保険特別会計繰出金
08 土木費	4,835,550	32,515	4,868,065			32,515		中央新幹線建設関連事業
10 教育費	3,630,571	1,056	3,631,627	1,054			2	小学校教育振興事業
歳出合計	43,460,000	317,990	43,777,990	54,364		33,715	229,911	

資料番号  
2

平成27年飯田市議会第2回定例会  
議案一覧表

6月2日上程分

◎ 報告議案 (18件)	
報告第12号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第13号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第14号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第15号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第16号	権利の放棄について（建設工事請負契約の解除による違約金に係る債権）
報告第17号	権利の放棄について（市営住宅の家賃に係る債権）
報告第18号	権利の放棄について（二ツ山専用水道の料金に係る債権）
報告第19号	権利の放棄について（病院料金に係る債権）
報告第20号	権利の放棄について（水道料金に係る債権）
報告第21号	権利の放棄について（建設工事請負契約の解除による違約金に係る債権）
報告第22号	平成26年度飯田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第23号	平成26年度飯田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第24号	平成26年度飯田市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第25号	飯田市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第26号	飯田清掃株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
報告第27号	株式会社飯田健康温泉の経営状況を説明する書類の提出について
報告第28号	一般財団法人飯田勤労者共済会の経営状況を説明する書類の提出について
報告第29号	一般財団法人飯田市南信濃振興公社の経営状況を説明する書類の提出について

平成27年飯田市議会第2回定例会  
議案一覧表

6月2日上程分

◎ 即決議案 (2件)	
議案第90号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第91号	飯田市千代財産区管理委員の選任について



**平成27年飯田市議会第2回定例会  
付託議案一覧表**

6月2日上程分

**【分割付託分】**

◎ 分割付託議案 (1件)	
議案第96号	平成27年度飯田市一般会計補正予算(第1号)案

**【一括付託分】**

◎ 総務委員会付託議案 (2件)	
議案第92号	飯田市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第93号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎ 社会文教委員会付託議案 (2件)	
議案第94号	飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第97号	平成27年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案

◎ 産業建設委員会付託議案 (1件)	
議案第95号	市道路線の変更について

議案第96号 平成27年度飯田市一般会計補正予算（第1号）案  
付託表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
18 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	8
19 諸収入	5 雑入	1 雑入	10

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	5 自治振興費	12

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	1 国庫負担金	4 衛生費国庫負担金	8
	3 委託金	10 教育費委託金	8
14 県支出金	1 県負担金	4 衛生費県負担金	8

2 歳出

款	項	目	議案頁
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	12
10 教育費	2 小学校費	2 小学校教育振興費	12

【産業建設委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
19 諸収入	4 受託事業収入	8 土木費受託事業収入	8

2 歳出

款	項	目	議案頁
8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	12

## 平成27年飯田市議会第2回定例会

会期 自 平成27年6月2日 25日間  
至 平成27年6月26日

### 日 程 表

月	日	曜日	日 程
6	2	火	<p>開 会 平成27年6月2日 午前10時</p> <p>開 議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会期の決定</p> <p>日程第3 議案説明者出席要請報告</p> <p>日程第4 会議録署名議員指名</p> <p>日程第5 市長挨拶</p> <p>日程第6 監査報告</p> <p>日程第7 報告（18件） 報告第12号から報告第29号まで</p> <p>日程第8 議案審議 （1）即決議案（2件） 議案第91号及び議案第92号 説明、質疑、討論、採決  （2）委員会付託議案（6件） 議案第93号から議案第98号まで 説明、質疑、委員会付託</p> <p>散 会</p>

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
6	3	水	一般質問通告締め切り	午後5時まで
	4	木	市長へ一般質問通告	午後3時まで
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火		
	10	水		
	11	木		
			議会運営委員会	午前9時 第1委員会室
12	金		開 議 午前10時 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 延 会	
	13	土		
	14	日		
15	月		開 議 午前9時 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 報告（ 件）あれば 報告第 号  日程第5 議案審議 （1）追加議案（ 件）あれば ア 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑、委員会付託  日程第6 請願、陳情上程（請願 件 陳情 件）あれば 委員会付託 散 会	
16	火			

17	水			
18	木	総務委員会	午前10時	第1委員会室
19	金	社会文教委員会	午前10時	第1委員会室
20	土			
21	日			
22	月	産業建設委員会	午前10時	第1委員会室
23	火	委員会予備日		
24	水	リニア推進特別委員会	午前10時	第1委員会室
25	木			
26	金	議会運営委員会	午前9時	第1委員会室
		<p>開 議 午前10時</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会議録署名議員指名</p> <p>日程第3 委員長報告</p> <p>日程第4 議案審議</p> <p>(1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論、採決</p> <p>(2) 追加議案</p> <p>ア 委員会付託議案 (あれば) 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑、委員会付託 委員長報告、質疑、討論、採決</p> <p>イ 議会議案 (あれば) 議会議案第 号から議会議案第 号まで 質疑、討論及び採決</p> <p>日程第5 請願、陳情上程 (あれば) 委員会付託</p> <p>日程第6 閉会中の継続審査の申し出</p> <p>閉 会</p>		

平成27年飯田市議会第3回定例会 会議日程(案)

月	日	曜日	日 程	備 考
8	25	火	告示・議運(午前10時)	
	26	水	請願・陳情締切り(午後5時)	
	27	木	全協(午前10時)	
	28	金		
	29	土		
	30	日		
	31	月		
9	1	火	開会(午前10時)	
	2	水	一般質問通告締切り(午後5時まで)	
	3	木	市長へ一般質問通告(午後3時まで)	
	4	金		
	5	土		
	6	日		
	7	月		
	8	火		
	9	水	議運(午前9時)・一般質問(午前10時)	
	10	木	一般質問(午前9時)	
	11	金		
	12	土		
	13	日		
	14	月	総務委員会(午前9時)	
	15	火	社会文教委員会(午前9時)	
	16	水	社会文教委員会(午前9時)	
	17	木	産業建設委員会(午前9時)	
	18	金	産業建設委員会(午前9時)	
	19	土		
	20	日		
	21	月	敬老の日	
	22	火	国民の休日	
	23	水	秋分の日	
	24	木	委員会予備日	
	25	金	リニア推進特別委員会(午前10時)	
	26	土		
	27	日		
	28	月		
	29	火	議運(午前9時)・閉会(午前10時)	

## 平成27年度飯田市議会報告会開催方針

- 1 目的 飯田市自治基本条例に規定されている「開かれた議会運営」及び「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、議会報告会を起点に市民の声を政策づくりに反映することを目的とする。
- 2 主催／共催 飯田市議会/各地区まちづくり委員会
- 3 開催時期 平成27年10月1日（木）～ 10月8日（木）
- 4 対象者 飯田市民一般

## 5 開催方法

(1) 次のようにブロックごと開催する。

ブロック	地区	開催日	会場
竜東	下久堅 上久堅 千代 龍江	10月1日（木）	龍江公民館
中部	松尾 竜丘 川路 鼎	10月2日（金）	松尾公民館
西部	三穂 山本 伊賀良	10月5日（月）	伊賀良公民館
北部	座光寺 上郷	10月6日（火）	上郷公民館
飯田5地区	橋北 橋南 羽場 丸山 東野	10月7日（水）	羽場公民館
遠山	上村 南信濃	10月8日（木）	上村コミュニティセンター

(2) 会議形式

全体会及び分科会の2つの形式を用いる。分科会は常任委員会単位で設け、少人数で専門分野の意見を出しやすい形式とする。

## 6 内容

(1) 全体会

主な議会活動の報告のほか、議会報告会を起点とした政策づくりの流れについて説明。

(2) 分科会

ア「委員会活動報告」と「意見交換会」の2部構成。

イ「委員会活動報告」では、前年度の議会報告会以後の委員会活動について、市民意見等に基づく調査研究結果及び行政評価の結果についての報告を基本とし、定例会における委員会審査のうち、特徴的なものについて報告を行う。

ウ「意見交換会」については、議会で調査研究するとした課題等のテーマを設定し意見交換を行う。

エ 分科会資料は、委員会活動、調査研究報告及び意見交換を簿冊にして分科会単位で配布する。

## 7 市民からの意見への対応

意見交換会の中で出された市や議会に対する意見又は要望の中から、課題の抽出を行い、調査研究の対象としていく。また、執行機関に申し送るべきものは申し送り、調査研究の対象以外のものは行政評価の対象とするものとその他のものに分け、その過程を含め公表していくことで市民からの意見に応えていく。

## 8 その他

(1) 分科会における意見交換会は、課題等を共有する場と位置づけ、意見や感想等を出していただく。また、テーマについては、事前に周知し市民が意見を出しやすい環境づくりに努める。

(2) 出席者アンケートを実施し以後の取組につなげる。

## 平成 27 年度 議会による行政評価実施要項(案)

## ※下線部が一部修正をした部分

## 1 目的

飯田市自治基本条例第 22 条に基づき、議会による行政評価を行い、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努める。

議決事件とした第 5 次基本構想基本計画の進行管理に関与し議会としての責任を果たす。

## 2 基本方針

第 5 次基本構想後期基本計画の進行管理のため、平成 26 年度事務事業実績評価に対し議会として評価・検証するとともに、市側に対して提言を行う。

## 3 実施計画

## (1) 基本的考え方

①行政評価は、各常任委員会における「閉会中の所管事務調査」として実施する。

( 6 月定例会において閉会中の継続調査として位置づける。)

②評価対象は各常任委員会が必要と認める施策及び事務事業とする。

③評価対象の選定は委員の任期である 2 年スパンで考えるものとし、選定基準は各常任委員会に委ねる。

④評価対象の選定にあたり、委員改選前の委員会において申送りとなっている事項については原則取り上げることとする。

## (2) 具体的な取り組み

## ①事前準備

- ・ 6 月定例会の各常任委員会において、執行機関側に説明を求める施策及び事務事業を決定する。
- ・ 説明対象とする施策及び事務事業の選定にあたっては、正副委員長の事前協議により提案し委員会協議会で決定する。説明を受ける施策、事務事業数は委員会の判断によることとする。

## ②ステップ 1 「施策及び事務事業の成果説明」

- ・ 各委員会で選定した施策及び事務事業について、執行機関側から成果説明を受ける。  
※但し、27 年度は委員改選後の行政評価となるため、各委員会共通の扱いとして、全施策について市側の説明を受ける。
- ・ 説明を受けた施策・事務事業のうち評価対象とするものの抽出にあたっては、各委員の意見を参考に正副委員長が決定し、評価対象施策及び事業名を各委員に通知する。
- ・ 評価対象数の目安として各常任委員会あたり概ね 20 事業（施策を含む）とする。
- ・ 現地視察等必要があれば、予備日に実施する。

## ③ステップ 2 「個々の議員による評価」

区分	評価基準(案)
【施策評価】	( 1 ) 課題認識や事務事業の組立ての方向性は正しいか ( 2 ) どこが主体となるべきか、主体が行政の場合その役割発揮度は ( 2 ) 目標の達成状況は ( 3 ) 上位政策実現への貢献度は
【事業評価】	( 1 ) どこが主体となるべきか ( 2 ) 施策実現への貢献度は ( 3 ) 目標の達成状況は ( 4 ) 取り組みの工夫などによる成果向上の余地は ( 5 ) 今後の方向性は(拡大、現状維持、やり方改善、縮小、廃止) またその根拠 <u>※評価項目の「今後の方向性」については、別紙補足資料参照</u>



## ④ステップ3「意見集約」

- ・上記③の各委員の評価を持ち寄り、委員会としての意見を集約する。
- ・執行機関側に対する再質問があればまとめる。
- ・現地視察等必要があれば、予備日に実施し意見集約に生かす。

## ⑤ステップ4「全員協議会での検討経過確認」

- ・各常任委員会での検討の経過について全員協議会で確認する。
- ・意見があれば期日までに各常任委員長へ提出する。

## ⑥ステップ5「決算報告と委員会としての提言確認」

- ・主要な施策の成果説明書等により、執行機関側から全ての事務事業について決算報告を受ける。
- ・④の市側への再質問の回答を得た後、⑤の意見も踏まえ提言内容を確認する。

## ⑦提言と進行管理

- ・9月定例会本会議(最終日)において、各委員会からの提言を決算審査の付帯意見として決議し、閉会后議長から市長に対し提言を行う。
- ・正副委員長において、所管する部長へ提言についての説明を行う。
- ・提言に対する次年度予算編成への対応状況について3月定例会での当初予算審査の中で執行機関側からの報告を受け、進行管理を行う。

## ⑧当年度反省、次年度計画

- ・提言書の提出後、27年度の実績及び次年度計画を検討する。

## (3) 日程(年間計画による案)

区 分	日 程(予定)
ステップ1(各常任委員会)	7月22日(水:全委員会) 7月23日(木:予備日・現地調査)
ステップ2(各委員 シート提出期限)	7月30日(木)
ステップ3(各常任委員会協議会:評価集約)	8月4日(火) 8月5日(水:予備日・現地調査)
ステップ4(全員協議会)	8月27日(木)
ステップ5(第3回定例会 各常任委員会)	9月14日(月)~18日(金)
提言	9月29日(火)

## 【別紙 補足資料】

- ・ステップ2、3における事業評価の「今後の方向性」のうち、「拡大」「やり方改善」「縮小」については、予算規模への方向性を共有認識とし、使い分けることとする。

議会として、提言内容が

- 予算規模の増を明確に意図するものを「拡大」
- 予算規模の減を明確に意図するものを「縮小」
- 予算規模の増減に言い及ばないものを「やり方改善」

## 〔評価区分に関する補足事項〕

提言内容	事業規模	予算規模	備 考
拡大	↑	↑	・事業規模の拡大を求め、議会として提言に、 <u>予算規模の増を明確に意図するもの。</u>
やり方改善	効率↑ 規模→	→	・事業効果の向上となる手法の提言 ・事業遂行にあたり、現状とは違うアプローチからの手法の提言 など ・議会として提言に予算規模の増減に言い及ばないもの。
現状維持	→	→	
縮小	↓	↓	・事業規模の縮小を求め、議会として提言に <u>予算規模の減を明確に意図するもの。</u>
廃止	×	×	